

受付終了分

新設保育所整備法人募集要項

(事業者による用地確保型)

令和3年11月
西宮市

(注意事項)

- ・本募集については、随時受付（先着順）とします。
- ・事前相談が必須となります。その際に、既存の保育所等との距離、利便性、地域の保育需要を考慮して判断しますので、受付できない場合もあります。
- ・先着順で受付を行いますので、申込みを受付した時点で、その周辺地域における募集を終了します。
- ・予告無しに募集を打ち切ることがあります。

新設保育所整備法人募集要項（事業者による用地確保型）

令和3年11月

1 募集の趣旨

西宮市では、保育所等待機児童の解消を図るとともに、一時預かり事業や病児保育事業などの地域子ども・子育て支援事業等の充実を図り、多様な市民ニーズに対応する保育サービスの拡充を進めています。については、以下の条件で西宮市に認可保育所を整備する法人を募集します。

2 応募資格

以下の（1）から（9）の条件をすべて満たしていること。

- (1) 令和3年4月1日現在、認可保育所または認定こども園（地方裁量型は除く）を1年以上、または地域型保育事業所を2年以上運営している法人であること。社会福祉法人新設に伴う応募については、新設前の事業者において上記要件を満たすこと。
- (2) 社会福祉法、児童福祉法、子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を熟知し、保育事業に熱意と理解を持ち、保育所の運営を適切に行う能力を有する法人であること。
- (3) 本市の保育行政をよく理解し、積極的に協力する法人であること。
- (4) 資金計画及び事業計画が確実であること。
- (5) 社会福祉法人以外の者が応募する場合は、「保育所の設置認可等について」（平成26年12月12日付け雇児発1212第5号一部改正厚生労働省児童家庭局通知第1の3の（3））による条件を満たすこと。
- (6) 事業者が社会福祉法人の認可を予定する場合は、社会福祉法人設立準備会として応募すること。また、社会福祉法人の設立認可要件を満たすことが確実と見込まれる状態で応募すること。（別紙「新たに社会福祉法人を設立して施設を整備する場合について」を参照すること。）
- (7) 保育所用地の確保が確実に見込まれること。原則として地上権又は賃借権を設定、登記することが確約されており、少なくとも10年以上の借地が可能で、安定的な保育所運営が確実に見込まれること。
用地が借地である場合は、抵当権等の権利が設定されていないこと。なお、抵当権等の権利が既に設定されている場合は、民法第387条に基づく抵当権者の優先同意の登記が確実であること。
- (8) 事業者（社会福祉法人新設に伴う応募については、新設前の事業者）が現に運営している施設について、過去3か年において法令に基づく改善の命令、事業停止、または業務停止等の処分を受けていないこと。また、所管庁の直近の監査・実地指導等において、要改善事項の指摘を受けていないこと。ただし、指摘を受けていた場合であっても、適正に改善されている場合は、指摘を受けていない場合と同様の扱いとします。

(9) 西宮市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。

3 募集内容

(1) 募集対象地区

上甲子園小、鳴尾北小、小松小、段上西小、樋ノ口小、高木小、高木北小、深津小の各小学校区内。該当町名は、別紙「募集対象町名一覧」に記載のとおり。

* 便宜上、小学校区単位で記載していますが、「校区ごとに1園」ではなく、「周辺2~3校区で1園」募集します。募集施設数については、新設園の定員や地域の保育需要等を考慮し決定します。

(2) 施設規模

定員は原則として60人以上（生後6ヶ月から5歳児、または3歳児から5歳児）とすること。

定員構成については、年齢区分が上がるごとに定員差（0歳児<1歳児≤2歳児<3歳児≤4歳児≤5歳児）を設け、2歳児と3歳児の定員差は原則として3人以上とすること。なお、最終的な定員構成については、本市の指示に従うこと。

* 同一法人が保育所（生後6か月から5歳児、または3歳児から5歳児）と小規模保育事業A型（0歳児から2歳児）の施設を同時に整備し、連携施設として小規模保育事業所卒園児の受け入れ先を自ら確保する提案も可とします。

(3) 開設時期

令和5年4月 又は 令和6年4月

* 年度途中の開設を予定する場合は、別途市と協議すること。

(4) 注意事項

事前相談の際に、既存保育所等との距離、利便性、地域の保育需要を考慮して判断しますので、対象地域内であっても受付できない場合もあります。

先着順で受付を行いますので、申込みを受付した時点で、その周辺地域での募集は打ち切りとします。

* お申込みいただいた物件についての受付可否についてはお答えしますが、他の申込み状況についての質問にはお答えできません。

* ご質問やお申込みは保育所を設置運営予定の事業者からお願ひいたします。

(5) 物件の条件

ア 土地について

(ア) 西宮市内の既設の認可保育所（公立保育所は除く）、認定こども園から概ね200m以上離れていること。

(イ) 5m以上の幅員の道路に接道していること。かつ、後述の「4(2)」に記載する関係法令等の基準を満たすこと。

(ウ) 摊壁など造成費をほとんど要しないこと。

イ 建物について

(ア) 建築基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されている建物であること。（建築基準法に適合していることの確認できる証明書等でも可能。）

(イ) 建築基準法における耐震基準（昭和56年6月1日施行）により建築された建物であること。

- (ウ) 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号口に該当するものを除く。）であること。
- (エ) 保育室等が2階に設けられている場合は、次表中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段

(オ) 2歳児以上について1人あたり3.3m²の屋外遊戯場が敷地内で確保できること。ただし、地上で利用可能な場所がない場合、耐火建築物においては、以下の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」（平成26年雇児発0905第5号）に規定する条件を満たすことで屋上を屋外遊戯場とすることができます。

- ・ 保育所保育指針に示された保育内容の指導が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。
- ・ 屋上施設として、便所、水飲み場等を設けること。
- ・ 当該建物が耐火建築物の場合に限り、かつ、職員、消防機関等による救出に際して支障のない程度の階数の屋上であること。
- ・ 屋上から地上又は、避難階に直通する避難用階段が設けられていること。
- ・ 屋上への出入口の扉は、特定防火設備に該当する防火戸であること。
- ・ 油その他引火性の強いものを置かないこと。
- ・ 屋上の周囲には金網を設けるものとし、その構造は上部を内側にわん曲させる等乳幼児の転落防止に適したものとすること。
- ・ 警報設備は屋上にも通ずるものとし、屋上から非常を知らせる設備についても配慮すること。
- ・ 消防機関との連絡を密にし、防災計画等について指導をうけること。

(カ) 建物を新築する場合は、上記(ア)から(オ)のすべてを満たすこと。

(キ) 応募時の提案図面からの変更は原則として認めないが、やむを得ない場合は必ず事前に市と協議の上で変更を行うこと。なお、変更理由としては、各種法令や近隣意見への対応などの市が認める場合に限り、申請者都合での変更は認められないため留意すること。

4 保育所設置等に関する条件

- (1) 事業者自らが児童福祉法第7条に規定する保育所を設置し、運営を行うこと。
- (2) 西宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例、西宮市開発事業等におけるまちづくりに関する条例、建築基準法、消防法その他関係法令及び通知等を遵守すること。また、本市との協議のうえ、より良い保育環境の実現に努めること。
- (3) 施設の整備に要する諸費用（用地の確保に要する費用、調査、測量、設計、建設・外構工事、給水装置の新設等の分担金他一切を含む。）は事業者の負担とします。
- (4) 当該事業が国の保育所等整備交付金等の対象事業として採択された場合は、補助金が交付されます。ただし、補助金については、今後、本市の予算措置がなされることを条件に実施するものです。なお、社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人又は学校法人以外については、上記交付金の補助対象となる設置主体に含みません。
- (5) 施設整備のために補助金を申請する場合は、補助金の内示前に整備事業に着手することができないので留意すること。
また、建築工事の請負業者の選定に際しては、本市の指導に基づいて入札（原則として公募型指名競争入札）を実施しなければなりません。
- (6) 施設整備（建設等）にあたっては、次のとおり近隣住民等に配慮すること。
 - ア 応募にあたっては、計画地の地元自治会・近隣住民等に対し、保育所設置について申請を行う旨の説明を行うこと。
 - イ 施設の設計・計画にあたっては、騒音対策、調理室からの臭気対策や換気扇及び室外機の向き、園舎及び園庭の配置、日影、窓位置等の目隠し、園庭の砂塵及び植栽、デザイン等、近隣の居住環境に十分配慮して計画すること。
 - ウ 選定後の施設整備にあたっては、近隣住民等（地元自治会、保育所、認定こども園、幼稚園等を含む）に対し、整備計画や運営等について適宜説明や調整を行うとともに、苦情・紛争等についても、応募法人の責任において、誠意をもって対応すること。
 - エ 工事施工にあたっては、近隣住民等に対し、工事スケジュールや連絡先等について説明を行うとともに、騒音対策、安全対策、駐車場計画、工事車両計画等に留意するなど近隣・地域への影響に十分に配慮すること。
 - オ その他、本市の指導に従い、適宜配慮を行うこと。
- (7) 施設の設計にあたっては、保育室等について、次のとおり配慮すること。
 - ア 保育所保育指針に示された保育内容が効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。
 - イ 各室の配置や形状等について、児童及び職員の動線や保育環境に配慮すること。
 - ウ 保育室等の配置や面積等について、地域の保育需要に合わせた柔軟な定員構成や児童の受け入れに対応できるよう配慮すること。
 - エ 保護者の保育所への送迎及び近隣住民等に配慮し、敷地内に駐車場、駐輪場及びベビーカースペースの確保に努めること。
 - オ その他構造・設備等について、落下及び転落に対する防止、指はさみ防止、転倒防止、照明器具や窓ガラス等の飛散防止など、保育環境を整備すること。
 - カ 開発協議において、受水槽の設置を求められることを想定した配置とすること。

5 保育所の運営に関する条件

- (1) 施設長については、保育所、幼稚園又は認定こども園において、園長等幹部職員（副園長、主任）として5年以上の勤務経験を有する者であって、保育所保育指針や保育の実施と運営上に根拠となる関係法令（福祉分野に限らず雇用・労働、防災、環境への配慮に関するもの等）を正しく理解していること。
- なお、原則として申請後の施設長の交替は認めない。
- (2) 職員の配置については、本市の配置基準を遵守するとともに、児童の処遇向上や職員体制の充実のため、必要に応じて、常勤的非常勤職員やパート職員を配置すること。
- (3) 配置した職員については、積極的に外部の研修に参加させるとともに、園内研修の実施など、施設長を含めた職員の資質向上に努めること。
- (4) 日曜日、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日）以外は、開園すること。
- (5) 11時間の開所時間に加え、延長保育を30分以上実施すること。
- (6) 要保護児童や、障害のある児童、特別な支援や配慮が必要な児童を受け入れ保育すること。
- (7) 給食の実施については、原則として自園調理とし、次の事項に十分注意して給食を提供すること。なお、調理業務は委託することができるが、その場合は「保育所における調理業務委託について」（平成10年2月18日児発第86号厚生省家庭局長通知）を遵守すること。
- ア 園で提供する食事については、季節感のあるものを適時適温にて提供すること。
- イ 園児の健康状態やアレルギー食への特別な配慮（除去食、代替食）を行うこと。
- ウ 食育基本法（平成17年法律第63号）や保育所保育指針に基づき、各年齢の発育・発達過程に応じた食育に取り組むこと。
- エ 献立の提示や展示食等を実施するとともに、必要に応じて児童に対し栄養指導を行い、保護者に対する食を通じた子育て支援を行うこと。
- オ 食材は安全な食材を確保すること。また食材に関する情報提供を適宜行うこと。
- (8) 緊急時・災害時の対応について、事前に本市及び保護者に明確にすること。
- (9) 事故が発生した場合は、状況に応じて、その原因、状況及びこれに対する処置について、速やかに本市及び保護者に報告するとともに、責任を持って対処すること。
- (10) 保護者・園児等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令に準じ、その取扱いに特に注意を払うとともに、情報の流出が生じないよう対策を講じること。
- (11) 保護者との意思疎通を図り、質問・要望等には責任をもって対応するとともに、保護者の意見を保育所運営に反映させること。
- (12) 苦情解決体制を整備し、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置し、本市及び保護者に明確にすること。
- (13) 地域の子育て支援施設としての役割を認識し、在宅の子育て家庭に対する支援事業に積極的に取り組み、実施予定の事業については「保育所事業計画書」において提案すること。
- (14) 市民ニーズに応えた地域子ども・子育て支援事業等を積極的に行い、実施予定の事業については「保育所事業計画書」において提案すること。
- なお、西宮北口周辺地域において整備する場合は、病児保育事業の実施を推奨します。また、募集対象地区全域において、休日保育事業の実施を推奨します。

- (15) 利用者の立場に立ち、良質かつ適切なサービスを提供するよう、事業運営上の具体的な問題点を把握し、改善に結びつけるとともに、自ら積極的に第三者評価を受け、その情報を公開すること。
- (16) 市が決定する保育料以外の費用を保護者から求める場合は、あらかじめ、市と協議を行い、承認を得ること。また、保護者に対しては、当該費用の使途及び額並びに費用を求める理由について書面によって明らかにするとともに、説明を行い、文書による同意を得ること。
- (17) 本市の待機児童解消対策に協力すること。

6 応募方法について

(1) 事前相談、受付期間について

本募集については、随時受付（先着順）とします。

- * 事前相談が必須となります。応募を検討されている保育事業者（法人）は、事前相談シートに必要事項を記載のうえ、電子メールにて、件名を「新設保育所整備法人募集（用地確保型）」とし、事務局メールアドレスにファイル添付形式にて送信、もしくは直接持参してください。
- * 提出は、整備・運営する事業者が直接行うこと。コンサルタント等からの申請は不可とします。
- * 事前相談の際に、既存の保育所との距離、利便性、地域の保育需要を考慮して受付の可否を判断しますので、受付できない場合があります。
- * 先着順で受付を行いますので、申込みを受付した時点でその周辺地域における募集は終了とします。
- * 事前相談、応募申込み等で来庁を希望される場合は、事前に事務局にご連絡のうえ、指定の日時にご来庁ください。
- * 応募状況に応じて、事前案内無しに募集を打ち切ることがあります。
- * 事前相談後に事務局で受付可能地域と判断した場合は、申請書類の提出までに、計画地の地元自治会・近隣住民等に対し、保育所設置について申請を行う旨の説明を行うこと。

(2) 申込方法

- 事前相談後、申請書類を受け付けます。ただし、施設整備計画や補助金手続き等との関係で、開園予定時期の調整を行うことがあります。申し込みにあたっては、別紙「提出書類一覧表」に従い、A4ファイルに綴り込みの上、持参すること。（郵送可）
- * A4ファイルの厚さは3cm以内に収めること。
 - * 提出された書類等は返却しません。
 - * 応募のために生じる一切の費用については申込者の負担とします。
 - * 必要に応じて、別途資料を請求する場合があります。
 - * 申込後に辞退する場合は、「申込辞退届」（様式任意）を提出すること。

(3) 提出部数 14部（原本1部及び写し13部）

7 申請書の様式について

事前相談後に、事務局で受付可能地域と判断した場合は、以下の方法で配布します。

(1) 申請書の様式については、電子メールにより配布します。

なお、事前相談シートを直接持参した場合は、件名を「新設保育所整備法人募集に係る申請書」とし、事業者名・連絡先住所・電話番号・担当者名を記入のうえ、事務局メールアドレスへ送信すること。

(2) 様式の作成にあたっては、所定の書式に直接回答内容を入力すること。入力項目の多少等に応じて、幅や高さの変更は可とします。

また、入力困難な項目については、プリントしたものに記入すること。

8 選定の方法等について

(1) 事業者の選定方法

ア 本市の附属機関である西宮市保育所等整備審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において、事業計画書について審査し、市が決定します。選定にあたっては、書類審査に加え、ヒアリング等を実施します。

イ ヒアリングには応募事業者の代表者、事業責任者、施設長予定者等（6人以内）が出席すること。なおヒアリングの日時については、市が指定した日時とします。

ウ 応募事業者及びその関係者による審査委員会の委員への不当な接触を禁止します。不当な接触が認められた場合には、失格とし、選定されない場合があります。

(2) 審査項目

審査委員会において、主に以下の項目について審査を行います。

事業計画	運営方針	法人の沿革と基本理念、応募の動機、新設施設運営方針 等
	職員体制	施設長、職員構成、職員配置計画、勤務シフト、研修計画 等
	保育内容	新設施設保育目標、一日の過ごし方、園外保育、年間保育行事 等
	給食・保健・衛生	給食の体制・内容・衛生管理、食育、保健衛生等
	安全管理	危機管理体制、安全管理、事故防止、防災対策等
	情報管理	児童に関する情報共有、施設の情報提供・開示、保護者の意見反映、個人情報の保護、苦情解決処理体制 等
	入所児童支援事業	病児・病後児保育、休日保育、その他支援事業等
	地域の子育て支援事業	事業への取り組み内容 等
	福祉サービスの第三者評価	受審の有無、受審についての考え方 等
施設計画	指導監査等	法人及び既存施設への監査の状況 等
	用地	場所、用地確保の状況 等
資金	施設	配置・各室面積、設計理念、送迎対策 等
	資金収支予算	資金採算性、利用者等処遇経費、予算方針 等
法人	施設整備資金計画	事業費積算根拠、整備資金の財源、運転資金等
	法人の状況	損益、資産負債、資金収支、経理処理・情報開示、役員 等

(3) 選定結果

- ア 選定結果は応募事業者に文書で通知します。電話等による問合せには応じられません。
- イ 本募集要項に記載する条件を満たしていない場合には、審査の結果、選定されない場合があります。
- ウ 整備法人として決定した事業者名及び計画概要についてはホームページ等で公表します。

9 応募に関する質問の受付・回答

- (1) 応募にあたり質問がある場合は、軽微な場合を除き、別紙「(様式 10) 質問票」により行うこと。回答は原則として質問受付日より 1 週間以内に質問者名を伏せて西宮市ホームページに掲載します。ただし、審査内容や評価項目等に関する質問については、一切回答しません。
- (2) 応募に際しての質疑回答のほか、募集条件の変更や募集停止など、応募者への連絡事項が生じた場合は、西宮市ホームページに掲載するので、当ホームページについては定期的に確認すること。

10 その他

- (1) 本募集要項に記載した諸条件を遵守するほか、新設保育所の整備・運営にあたっては、関係法令を遵守することはもとより、本市の指導に応じること。
- (2) 建設費の増額などで資金計画に変更が生じる場合は、原則として自己資金（寄付金、積立金等）で対応すること。
- (3) 施設整備に伴う開発事業及び保育所設置認可等に係る諸手続きは、決定事業者が自ら行うこと。
- (4) 市は決定事業者において、本募集要項に記載された事項について重大な違背行為があったと認めるとき、またはその他の事情により、適切な保育事業の実施が困難と認めるときは、新設保育所の整備事業者の決定を取り消すことができることとします。この場合、事業者はすでに要した費用の弁済を求ることはできません。
- (5) 選定後に申請内容を変更する場合には、本市と協議のうえ、合意することを要します。
- (6) 開設後に保育所を廃止又は休止するときは、本市と協議のうえ、承認が必要であるため、運営事業者の意思のみで廃止又は休止することはできません。
- (7) 本募集要項に定めのない事項又は疑義が生じた際は、本市と協議して定めることとします。

11 想定スケジュール

【令和5年4月開設の場合】

令和3年 11月～随時	募集要項・申込書配布、応募申込書受付
令和4年 1月～3月	整備審査委員会開催及び事業者決定
令和4年 3月～5月	準備期間・各種申請手続き等
令和4年 6月～7月	工事請負に係る入札、工事請負業者決定
令和4年 8月～令和5年2月	保育所新設工事（事業者）
令和5年 4月	保育所開設

【令和6年4月開設の場合】

令和3年 11月～随時	事前相談、案件調整等
令和4年 5月～6月	募集要項・申込書配布、応募申込書受付
令和4年 7月～10月	整備審査委員会開催及び事業者決定
令和4年 11月～令和5年4月	準備期間・各種申請手続き等
令和5年 5月～6月	工事請負に係る入札、工事請負業者決定
令和5年 7月～令和6年2月	保育所新設工事（事業者）
令和6年 4月	保育所開設

※令和3年 12月以降の応募申込の場合や、年度途中開設については、別途お問い合わせください。

12 事務局

西宮市 こども支援局 子供支援総括室 保育施設整備課

〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号 西宮市役所（本庁舎）7階

電話 0798-35-3718 FAX 0798-35-5525

E-mail hoikusei@nishi.or.jp

以上

募集対象町名一覧

小学校区	募集対象町名
上甲子園	甲子園口1～3丁目、戸崎町
鳴尾北	甲子園一番町～甲子園六番町、里中町1～3丁目、上鳴尾町、若草町1・2丁目、学文殿町1・2丁目、花園町
小松	小曾根町1～4丁目、小松東町1～3丁目、小松北町1・2丁目、小松西町1・2丁目、小松町1・2丁目、小松南町1～3丁目
段上西	甲東園1・2丁目、仁川町2丁目、段上町1～5丁目、段上町7丁目(1番、8番)、段上町8丁目(1・2・6～10番)、上大市3・4丁目
樋ノ口	樋ノ口町1・2丁目、大島町、若山町、門前町、林田町(9番)、堤町、荒木町(5～22番)、上之町
高木	甲風園1～3丁目、高木東町、高木西町、北口町、南昭和町(3番)、長田町、大森町、荒木町(1～4番)
高木北	伏原町、薬師町、林田町(1～8・10・11番)、野間町
深津	大屋町(1～3、12～18、24～29番)、中島町(1、8～12、19～21番)、田代町、高畠町、深津町、高松町(6・8～22番)

※便宜上、小学校区単位で記載していますが、「校区に1園」ではなく、「周辺2～3校区で1園」募集します。募集施設数については、新設園の定員や地域の保育需要等を考慮し決定します。

新たに社会福祉法人を設立して施設を整備する場合について

1 手続きの概要

(1) 設立準備会の設置

- ① 社会福祉法人を設立しようとするときは、設立者全員が設立準備委員となり、社会福祉法人設立準備会（以下「設立準備会」という）を発足させ、法人認可に係る事務を行うこと。
- ② 応募時には法人又は事業者名は、「社会福祉法人〇〇〇〇設立準備会」として応募すること。また、代表者の肩書きは「設立代表者」とすること。
- ③ 設立代表者は、設立準備委員の互選により選任し、設立準備会の議事録や委任状などにより代表権を明らかにすること。

なお、設立準備委員の中には、法人設立当初の役員予定者全員が含まれていることが望ましいこと。

- ④ 設立準備会の議事については、多数決の原理により決定し、審議した内容は議事録として書面に残すこと。
- ⑤ 設立準備会の資金管理については、設立準備会名の預金口座を開設し、一定の資金を確保して行い、設立準備に係る経費については、設立後の社会福祉法人に負担させないこと。

また、設立準備会の資金に残余が生じたときは、設立後の社会福祉法人に引き継ぐ（寄附する）ことが望ましいこと。

(2) 留意事項

- ① 社会福祉法人の設立認可要件を満たすことが確実と見込まれる状態で応募すること。
- ② 法人設立に関する関係法令等（社会福祉法や国通知「社会福祉法人の認可について」等）を十分に理解したうえで応募すること。
- ③ 社会福祉法人の設立認可申請の手続きは、西宮市保育所等整備審査委員会において審査し、市が事業者として決定した後に、国交付金申請の審査等と関連しながら進められるので、これらの手続きの過程で問題が生じれば、法人認可は行なわれない。

なお、社会福祉法人の設立認可は、国交付金の交付が前提となっている場合は、国交付金の交付（内示）が確実になった後でなければ認められないと。

[社会福祉法人設立認可の手続きの流れ]

- | |
|--|
| ①新設保育所整備法人募集に応募→ |
| ②保育所等整備審査委員会による審査→ ③事業者の決定→ |
| ④社会福祉法人設立認可等審査委員会による審査（新たに審査関係書類の提出が必要）→ |
| ⑤国交付金の内示→ ⑥社会福祉法人設立認可申請（新たに申請書類の提出が必要）→ |
| ⑦申請書の審査→ ⑧社会福祉法人設立認可→ ⑨社会福祉法人設立登記→ ⑩着工 |

2 社会福祉法人設立認可に関する問合せ先

西宮市 健康福祉局 福祉総括室 法人指導課

電話 0798-35-3093 F A X 0798-34-5465

3 提出書類

「新設保育所整備法人募集 提出書類一覧表」中の「No.2（事業者の概要）」に記載のある書類に代えて、「No.2-2.（事業者の概要～新たに社会福祉法人を設立する場合）」に記載のある書類を提出すること。